平成２５年（フ）第８５７号
大阪府松原市河合１丁目７番２号
債務者　福田眞理子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６０号
堺市南区赤坂台３丁９番35―110号
債務者　寺谷起代子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市中畝８―１―37　レーベン中畝ⅡＣ201、住民票上の住所岡山市北区青江３丁目２番39号　バリエーションＡ308
債務者　吉田　政彦（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
岡山県笠岡市真鍋島393番地１
債務者　荒山　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市玉島勇崎12番地１
債務者　渡邊　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1640番地２　ハイツ桜川201号
債務者　山本　初美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８８号
東京都調布市下石原１丁目60番地８サイクル荘２－Ｅ
債務者　林　　頼彦
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０１号
東京都八王子市別所２丁目22番地１―903
債務者　堀川　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
熊本県八代市西松江城町３番35号　106
債務者　椎葉　宗也
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１４５０号
横浜市磯子区岡村７丁目９番４号　レジデンス岡村102号
債務者　稲富　将太
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９２号
横浜市栄区長沼町828番地　グランディールシェルＢ棟202号
債務者　村山　　弘
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０１号
神奈川県高座郡寒川町宮山57番地15
債務者　江良　秀光
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４９号
神奈川県藤沢市大庭5304番地の１　藤沢西部アパート１―12―106
債務者　浅見　明子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６１号
神奈川県海老名市上今泉１丁目10番19号　マンションウェーブ103
債務者　大嶋　節子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
静岡市清水区長崎162番地の２　ヴェルドミール長崎Ｂ―102
債務者　武田　恒美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６１号
静岡市清水区長崎162番地の２　ヴェルドミール長崎Ｂ―102
債務者　武田　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部